

**PRINCIPLES FOR THE PRESERVATION OF HISTORIC  
TIMBER STRUCTURES (1999)**

(Japanese Translation)

**歴史的木造建造物保存のための原則 (1999)**

1999年10月メキシコにおける第12回総会においてイコモス採択

この文書の目的は、歴史的な木造建造物の文化的意義を正当に尊重しながら、その保護保存のため、基礎的で普遍的に通用する原則と実務を定めることである。ここにいう歴史的な木造建造物とは、全体として或いは部分的に木造で、文化的な意義を持っているか、もしくは歴史的区域の部分をなしているあらゆる種類の建築物又は工作物である。

このような建造物を保存する目的で、この原則は；

- ・世界の文化遺産の一部分として、あらゆる時期からの木造建造物の重要性を認識し；
- ・歴史的な木造建造物が極めて多様であることを考慮に入れ；
- ・それらを建てるのに使用された木は、樹種や性質がさまざまであることを考慮に入れ；
- ・湿度の変動、光線、菌類や昆虫の攻撃、摩耗や割裂、火災その他の災害等によって引き起こされる環境上、気候上のさまざまな条件のもとで、材料の腐朽や劣化が生ずるため、全体として或いは部分的に木造である建造物は傷み易いものであるということを認識し；
- ・歴史的な木造建造物が、その傷み易さ、誤った使われ方、及び伝統的デザインや建設技術の技量、知識が失われることによって、ますます希少なものとなってゆくことを認識し；
- ・これらの遺産資源を保存するために必要な行動や処置がたいへん変化に富んだものであることを考慮に入れ；
- ・ベニス憲章、バーラ憲章及び関連するユネスコ、イコモスの理論に注意し、これらの一般的な諸原則を歴史的な木造建造物の保護保存に適用することを求め、；

以下の勧告文を作成する：

## 検査、記録及び資料化

1. 建造物及びその構成要素の状態は、保存処置に用いられるすべての材料とともに、「ベニス憲章」第16条及び「記念建造物、建造物群及び遺跡の記録のためのイコモス原則」に従い、保存措置の前に注意深く記録されるべきである。余分な材料あるいは建造物から取り外した部材の性質を示す標本、及び関連する伝統的な技量、技術についての情報を含め、すべてを妥当な資料として、収集し、目録作成し、安全に保管し、適切に利用できるようにすべきである。資料化には、保存工事に当たって材料と方法を選択した明確な理由も又含むべきである。

2. 木造建造物の腐朽と構造的失敗の状態と原因の充分かつ正確な診断がいかなる保存措置にも先行すべきである。診断は、資料的な証拠、及び物理的な検査と分析、そしてもし必要ならば、物理的な状態の測定、又は非破壊的な検査方法に基づくべきである。このことは、必要とする小規模な保存措置や緊急の手段を妨げるものではない。

## 調査と維持

3. 定期的な調査と維持の首尾一貫した方策が、歴史的な木造建造物とその文化的な意義を守るために非常に重要である。

## 保存措置

4. 保存の第一の目的は、文化遺産の歴史的なオーセンティシティ（真正性）とインテグリティ（完全性）を維持することである。それ故、どんな保存措置も、適正な研究と評価に基づくべきである。問題点は、審美上、歴史上の価値、及び歴史的な建造物や遺跡の物理的な完全性に対し適切に尊敬を払いつつ、関連する条件や必要に従って解決すべきである。

5. 計画された保存措置は、優先的に；

- a) 伝統的な手段に従い、
- b) もし技術的に可能であれば、可逆的であり、又は
- c) 少なくとも、将来保存工事が必要になった時にはいつでも、それを害したり、邪魔したりするものではなく、そして
- d) 建造物に込められた証拠を後世利用する可能性を妨げるものであってはならない。

6. 歴史的な木造建造物の構造では、保存措置を最小限するのが理想的である。ある一定条件の下では、最小限の保存措置の意味を、木造建造物の修理を見通すため、全部又は部分的な解体とそれに続く組立てをが保存のために必要なことだと解ることができる。

7. 保存措置の場合、歴史的建造物は全体として考慮すべきであり、構造部材、羽目板、雨除け板、屋根、床、扉、窓等、総ての部材に平等な注意を払うべきである。原則として、現存する材料は、できるだけ多く維持するべきである。保護は、プラスター、ペンキ、被覆材、壁紙等の表面仕上げ材をも含むべきである。もし、表面仕上げ材を新しくしたり取り替えたりする必要がある時は、当初の材料、技術及び特質を、可能な限り、複製すべきである。

8. 修理（修復）の目的は、歴史的な建造物及びその耐久機能を保存し、かつ、ベニス憲章第9-13条に示されているように、現存する歴史的な材料が示す証拠の限度内において、その歴史的なインテグリティやその初期の状態とデザインをさらに明瞭にすることによって、その文化的価値を明らかにすることである。取り外した部材その他歴史的な建造物の構成要素は、目録作成し、特徴的な実例は、資料の一部として恒久的な収蔵庫に収納すべきである。

### 修理（修補）と取替え

9. 歴史的な建造物の修繕に当たっては、取替え木材は、関連する歴史的、審美的、価値に正当な尊敬を払い、且つ、それが腐朽又は破損した部材あるいはその部分を取り替える必要性に対応し、若しくは修理の要求に対する適切な対応である場合に、使用することができる。

新規の部材又はその部分は、取り替えられる部材と同一の品質を持つ同一の樹種の木材で作るべきである。可能なときには、このことは、節など、同様な自然の特徴をも含むべきである。取替え木材の水分含有量その他物理的特性は、現存建造物と両立するものであるべきである。

工作技能及び建設技術は、仕上げ用の道具や機械の使用を含めて、当初使われたものに対応すべきである。釘その他の補助材料は、当初のものを複製すべきである。

部材の一部を取り替える時、もし適切で、構造的要求と両立するのであれば、新材と現存部分を接合するためには、伝統的な木工継手仕口を用いるべきである。

10. 新規の部材又は部材の部分を現存部材と区別できるようにすることは、認められるべきである。取り替えられた部材又はその部分に自然にできた腐食あるいは変形を模倣することは、望ましくない。木材の表面を傷めたり悪化させることがないよう充分に注意すれば、新旧の色合いを調和させるために、適切な伝統的、あるいはよく試験された近代的な方法を使用してもよい。

11. 新規の部材又は部材の部分は、それが後世見分けられるように、彫り付けたり、木に焼印を押したり、あるいはその他の方法で、はっきりと区別できるようにすべきである。

## 歴史的保存林

12. 歴史的木造建造物の保存と修繕のための適当な木材を得ることができる森又は森林地の創設と保護が奨励される。

歴史的建造物と遺跡の保存に責任を持つ各機関は、かような仕事に適する木材の備蓄を設け、あるいは設けることを奨励すべきである。

## 現代の材料と技術

13. エポキシ樹脂のような現代材料、及び鋼材による構造補強のような現代技術は、最大級の注意を払い、且つ、材料や構造技術の耐久性や構造的挙動が充分長期間に亘り満足すべきものと証明された場合にだけ、選択し、使用することができる。暖房や火災報知、消火システムのような有用な設備は、その建造物あるいは遺跡の歴史的、美的意義を正当に認識して設置すべきである。

14. 化学的防腐剤の使用は、注意深く制御し、調査するべきであり、確かな利益があるとき、公衆及び環境の安全が影響されないであろうとき、及び長期にわたる成功の見込みが顕著である時にのみ、使用すべきである。

## 教育及び養成

15. 教育計画を通じて、歴史的木造建造物の文化的重要性に関する価値を認識することは、持続性のある保存、発展政策の本質的な要請である。歴史的木造建造物の保護、保存についての計画を創設し、さらに発展させることが奨励される。かかる養成は、持続的な生産と消費の必要性の中に組み込まれた総合的な施策に基づくべきであり、地方的、国内的、地域的、及び国際的各レベルでの計画を包含すべきである。計画は、このような仕事に關係する総ての専門家と業者、特に建築家、保存専門家、技術者、技能者、及び土地管理者向けとすべきである。